



亀中だより

No.5

令和8年4月27日 文責 岡田



For The Students!

「虐待」や「生徒指導上の問題」に関する 法規及び学校による通報等の対応について」

～亀山中学校は児童生徒の安心で安全な「居場所」と「絆」づくりを推進します～

亀山中学校はその学校教育目標を「豊かな人間性とたくましい行動力を持った生徒の育成～人とかかわる喜びを持ち、きずなをつくる生徒へ～」として活動してきました。また、目指す学校像として“生徒のきずなと居場所のある学校”とうたい、生徒一人一人が安心して過ごすことができる「居場所」と主体的・協働的な活動を通して育む「きずな」を大切にきてきています。

そうした観点からも、生徒の安心安全は最優先課題であり、その実現には関係機関との連携は欠かせません。学校において、以下のような生徒の安全にかかわるような事案が確認されたとき(疑いの場合も含む)、学校は警察や児童相談所をはじめとした関係機関に相談、通報することがあります。あらかじめお知りおきください。



<いじめ、SNSトラブルなどをはじめとする生徒指導上の問題>

- 例) ・断れば危害を加えるなどと脅され、現金等を巻き上げられる。
- ・教科書やカバン等の所持品を盗まれる。
- ・万引きさせられる。家の現金等を持ち出させられる。
- ・拒否したのに、無理矢理恥ずかしいことをされそうになる。
- ・インターネットのサイトに実名を挙げられ、悪口や「気持ち悪い」「うざい」などと書き込まれる。
- ・「自撮り(裸の写真)」を不当に要求される。
- ・スマホで盗撮されたり、勝手に画像をインターネット上で使用されたりする。 など

<虐待、ヤングケアラーなどの問題>

- 例) ・外傷があり、身体的虐待が疑われる場合。
- ・生命、身体の安全に関わるネグレクト(栄養失調、医療放棄などを含む)があると疑われる場合。
- ・性的虐待が疑われる場合。
- ・子どもが帰りたくないと言った場合。
- ・欠席が続き、生徒との面会ができない場合。 など

このことを曖昧にした結果、子どもが取り返しのつかない事態に追い込まれるケースが全国で起こっています。特に虐待については、児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待に係る通告)第6条などにおいて、虐待の事案(含む疑い)について学校が把握した場合、保護者への了承なく、関係機関へ通告する義務が法律で定められています。亀山中学校は「子どもを守る」という立場を大切にして、対応させていただきますことをあらかじめご了承ください。